（事務所費）

支出の目的	金額	氏名	住所
会計監査報酬	54,000	南　保夫	武蔵野市
一件五万円未満の計	75,583		
合計	129,583		
（組織活動費）			
一件五万円未満の計	13,920		
合計	13,920		
（宣伝事業費）			
支出の目的	金額	氏名	住所
チラシデザイン・印刷代	151,200	（同）グスク・プラニング	伊丹市
旗デザイン・印刷代	64,800	サナリィ	八王子市
チラシ折込代	92,232	（株）北大阪日経オリコミ	箕面市
合計	308,232		

○総務省告示第四百七十二号

政党助成法（平成六年法律第五号）第二十九条第二項に規定する政党の支部の解散等に係る支部政党交付金の使途等に関する支部報告書について、維新の党から訂正の報告があったので、平成二十八年総務省告示第三百六十八号（政党助成法の規定による政党の支部の解散等に係る支部政党交付金の使途等に関する支部報告書の提出があったので要旨を公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十八年十二月二十六日　　総務大臣　山本　早苗

〔維新の党〕維新の党衆議院大阪府第19選挙区支部の項2中

「2　前年末支部基金残高	5,976,475」	を
5,946,475」	に改め、	

同項3中

「3　支部政党交付金による支出総額	15,976,475」	を
15,946,475」	に、	
「3　支部基金支出充当額総額	5,976,475」	を
5,946,475」	に改め、	

同項5中

「　政治活動費	8,733,044	を
1,330,170」		
「　政治活動費	8,703,044	に、
1,300,170」		
「　合計	15,976,475」	を
15,946,475」	に改め、	

同項6中

「一件五万円未満の計	857,660	
」	を	
1,330,170		
「　合計	827,660	
」	に改め、	
「一件五万円未満の計	1,300,170	

同項7中

「前年末残高	5,976,475	
取崩し額	を	
5,976,475」		
「前年末残高	5,946,475	
取崩し額	に改める。	
5,946,475」		

○中央選挙管理会告示第三十二号

最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和二十三年政令第百二十二号）第三十条の規定に基づき、最高裁判所裁判官審査公報発行規程（昭和二十七年中央選挙管理会告示第四号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年十二月二十六日　　中央選挙管理会委員長　神崎　浩昭

第一条中「の規定により審査に」を「（昭和二十二年法律第百三十六号）第一条に規定する審査（以下「審査」という。）に、「最高裁判所裁判官は」を「同条に規定する裁判官（以下「裁判官」という。）は」に、「（以下令という。）第二十七条」を「（昭和二十三年政令第百二十二号。以下「令」という。）第二十四条第一項」に改める。

第四条第一項中「第一条」を「令第二十四条第一項」に、「場合又は」を「とき、又は」に、「とき」を「場合」に、「場合は」を「ときは」に改め、同条第二項に項番号を付する。

第五条第一項中「第二十八条」を「第二十五条」に、「第一条」を「令第二十四条第一項」に改め、「提出された掲載文」の下に「及び同条第二項の規定により中央選挙管理会が調製した掲載文」を加え、同条第二項に項番号を付する。

第六条第二項中「中央選挙管理会」の下に「委員長」を加え、同項に項番号を付し、同条第三項中「第二十七条第一項」を「第二十四条第一項」に改め、「これを」を削り、同項に項番号を付する。

第七条中「これを」を削る。

第八条中「死亡し又は退職した」を「その官を失い、又は死亡した」に、「第二十八条」を「第二十五条」に、「かかる」を「係る」に改め、「これを」を削る。

第九条中「第二十七条」を「第二十四条第一項」に改め、「これを」を削る。

別記第一号様式中「第二十七条」を「第二十四条第一項」に、「附ける」を「付ける」に改める。

別記第三号様式及び別記第四号様式中「附ける」を「付ける」に改める。

附　則

1　この規程は、公職選挙法及び最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第九十四号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十九年一月一日）から施行する。

2　この告示による改正後の最高裁判所裁判官審査公報発行規程の規定は、この規程の施行の日以後その期日を告示される審査について適用し、この規程の施行の日の前日までにその期日を告示された審査については、なお従前の例による。

○厚生労働省告示第四百三十三号

労働基準法施行規則（昭和二十二年厚生省令第二十三号）第三十八条の七から第三十八条の九までの規定に基づき、平成二十八年厚生労働省告示第百二十号（労働基準法施行規則第三十八条の七から第三十八条の九までの規定に基づき、休業補償の額の算定に当たり用いる率を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十九年一月一日から同年三月三十一日までの休業補償について適用する。ただし、平成二十八年十二月三十一日以前の休業補償の額の算定に当たり用いる率については、なお従前の例による。

平成二十八年十二月二十六日　　厚生労働大臣　塩崎　恭久

制定文中「平成二十八年十月一日から同年十二月三十一日まで」を「平成二十九年一月一日から同年三月三十一日まで」に改め、別表第一昭和五十年七月から九月までの項輸送用機械器具製造業の欄中「219」を「265」に改め、同表昭和五十年十月から十二月までの項輸送用機械器具製造業の欄中「214」を「259」に改め、同表昭和五十一年一月から三月までの項輸送用機械器具製造業の欄中「212」を「257」に改め、同表昭和五十一年四月から六月までの項輸送用機械器具製造業の欄中「179」を「217」に改め、同表昭和五十二年七月から九月までの項輸送用機械器具製造業の欄中「174」を「211」に改め、同表昭和五十三年一月から三月までの項輸送用機械器具製造業の欄中「175」を「212」に改め、同表昭和五十五年四月から六月までの項輸送用機械器具製造業の欄中「145」を「175」に改め、同表昭和五十五年十月から十二月までの項輸送用機械器具製造業の欄中「145」を「175」に改め、同表昭和五十六年一月から三月までの項輸送用機械器具製造業の欄中「146」を「177」に改め、同表昭和五十九年十月から十二月までの項輸送用機械器具製造業の欄中「121」を「146」に改め、同表昭和六十年一月から三月までの項輸送用機械器具製造業の欄中「121」を「146」に改め、同表平成三年四月から六月までの項輸送用機械器具製造業の欄中「120」を「121」に改め、同表平成三年四月から六月までの項輸送用機械器具製造業の欄中「100」を「121」